

計画(たたき台)からの主な変更点

資料 1 - 4

No.	案	節等	変更前	変更後	変更の理由
1	・概要 ・P14	第2章 第2節 1	1 生活環境の影響による発症・重症化予防の必要性	1 生活環境の改善による発症・重症化予防の必要性	平成30年度第1回アレルギー疾患医療連絡協議会での意見を基に修正。
2	・概要 ・P14	第2章 第2節 2	2 適切な情報提供の必要性 また、適切でない情報を選択したがゆえに、科学的知見に基づく治療から逸脱し、症状が再燃又は増悪する例が指摘されています。	2 適切な情報提供の必要性 また、科学的知見に基づく治療から逸脱した情報を選択したがゆえに、症状が再燃又は増悪する例が指摘されています。	平成30年度第1回アレルギー疾患医療連絡協議会での意見を基に追記。
3	・概要 ・P14	第2章 第2節 3	3 アレルギー疾患医療提供体制の整備 アレルギー疾患医療は、正確な診断に基づく、治療と管理が行われることが重要であるため、…	3 アレルギー疾患医療提供体制の整備 アレルギー疾患医療は、正確な診断に基づく、適切なアレルギー疾患診療連携体制の下で、治療と管理が行われることが重要であるため、…	平成30年度第1回アレルギー疾患医療連絡協議会での意見を基に追記。
4	・概要 ・P15	第2章 第2節 5	5 生活の質の向上のための支援 アレルギー疾患を有する者は、多くのアレルギー疾患以外の慢性疾患を有する者と同様に、発症後に、増悪、軽快、寛解、再燃を繰り返し、病状の悪化や治療のための通院や入院のため、休園、休学、休職等を余儀なくされ、時には成長の各段階で過ごす学校や職場等において、適切な理解、支援が得られず、長期にわたり生活の質を著しく損なうことがあります。	5 生活の質の向上のための支援 アレルギー疾患を有する者は、多くのアレルギー疾患以外の慢性疾患を有する者と同様に、発症後に、症状のコントロールが不十分なために、休園、休学、休職等を余儀なくされ、時には成長の各段階で過ごす学校や職場等において、適切な理解、支援が得られず、長期にわたり生活の質を著しく損なうことがあります。	平成30年度第1回アレルギー疾患医療連絡協議会での意見を基に修正。
5	P18	第3章 冒頭部分	アレルギー疾患対策は、①アレルギー疾患に関する知識の普及、アレルギー疾患の発症・重症化予防、②アレルギー疾患医療を提供する体制の確保、③アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上、④アレルギー疾患に係る調査・分析、研究等の成果を活用したアレルギー疾患施策の推進、を基本とします。	県では、アレルギー疾患を有する者及びその家族が安心して生活できる社会を目指し、 ①アレルギー疾患に関する知識の普及、アレルギー疾患の発症・重症化予防、 ②アレルギー疾患医療提供体制の確保、 ③アレルギー疾患を有する者・家族の生活の質の維持向上、 ④アレルギー疾患に係る調査・分析、研究等の成果を活用したアレルギー疾患施策の推進、 を基本的施策として推進していきます。 併せて、ポンチ画(P18)、基本的施策(P19)を追記	目的を明確に記するため。

No.	案	節等	変更前	変更後	変更の理由
6	P24	第3章 第2節 1	(2)アレルギー疾患診療連携体制の整備 アレルギー疾患を有する者が居住する地域に関わらず、適切なアレルギー疾患医療を受けられるよう、拠点病院、地域の診療所や一般病院のかかりつけ医との間の連携協力体制の構築を推進していきます。	(2)アレルギー疾患診療連携体制の整備 ○ <u>かかりつけ医を中心とした適切なアレルギー疾患医療体制の推進</u> <u>アレルギー疾患に罹患する患者数に鑑み、アレルギー疾患を有する者が居住する地域に関わらず、診療所や一般病院における身近なかかりつけ医のもとで、診療・管理ガイドラインに基づく適切なアレルギー疾患医療を受けられるよう、かかりつけ医を中心とした医療提供体制の整備を推進していきます。【疾病対策課】</u> ○ <u>かかりつけ医、地域の専門医療機関、拠点病院の診療連携体制の整備</u> <u>定期的に専門医による病態の評価が必要な患者や、診療所や一般病院での標準的な治療では病態が安定化しない重症及び難治性の患者等に対する、かかりつけ医、地域の専門医療機関、拠点病院の間での診療連携体制の構築を推進していきます。【疾病対策課】</u>	平成30年度第1回アレルギー疾患医療連絡協議会での検討を反映。
7	・概要 ・P25	第3章 第3節 冒頭部分	第3節 アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上 アレルギー疾患を有する者が、平時からの自己管理のもと安心して生活することができるよう、	第3節 アレルギー疾患を有する者・家族の生活の質の維持向上 アレルギー疾患を有する者・家族が、平時からの自己管理のもと安心して生活することができるために、	平成30年度第1回アレルギー疾患医療連絡協議会での意見を基に修正。
8	・概要 ・P25	第3章 第3節 1	1 アレルギー疾患に関する相談等に携わる職種への研修会等の実施	1 アレルギー疾患に関する相談等に携わる職種の <u>育成</u>	他項目との表現の整合性の確保
9	・概要 ・P25	第3章 第3節 2	2 <u>幼稚園</u> 、保育所、学校等におけるアレルギー疾患に対する取り組みの向上	2 <u>教育・保育施設</u> 、学校等におけるアレルギー疾患に対する取り組みの向上	認定こども園を含んだ「子ども・子育て支援法第7条第3項」における定義に修正 (教育・保育施設とは、認定こども園、幼稚園、保育所をいう。)
10	・概要 ・P26	第3章 第3節 3	3 <u>幼稚園・保育所</u> 、学校等における緊急時対応の確立	3 <u>教育・保育施設</u> 、学校等における緊急時対応の確立	認定こども園を含んだ「子ども・子育て支援法第7条第4項」における定義に修正 (教育・保育施設とは、認定こども園、幼稚園、保育所をいう。)

No.	案	節等	変更前	変更後	変更の理由
11	・概要 ・P25	第3章 第3節 1	○ 保育分野や地域子育て支援分野に携わる職員の養成及び質の向上を図る研修において、食育やアレルギー対応等を加味した内容の充実を図っていきます。 【子育て支援課】	(「2 教育・保育施設、学校等におけるアレルギー疾患に対する取り組みの向上」に掲載) ○ <u>職員が食物アレルギー等について正しい知識を習得し、平時からのアレルギー疾患対応や緊急時に備えた体制の確立を図るため、研修会の開催等により支援していきます。</u> 【疾病対策課・子育て支援課・学事課・学校安全保健課・児童家庭課・障害福祉事業課】	・職員に対する研修という趣旨で同一であるため、一項目で集約した。 ・児童福祉施設を所掌する障害福祉事業課に加え、児童家庭課も含めた。
12		第3章 第3節 3	○ 職員が食物アレルギー等について正しい知識を習得し、アレルギー疾患対応の体制整備や緊急時対応に備えた校内研修の充実を図るため、研修等の実施により支援していきます。 【疾病対策課・学事課・子育て支援課・障害福祉事業課・学校安全保健課】		
13	P25	第3章 第3節 2	○ 特に食物アレルギーへの対応が求められる給食施設の関係者に対して、給食施設指導事業の巡回指導等の機会を通じて、適宜アレルギー疾患に関する適切な知見を提供していきます。 【健康づくり支援課】	○ 特に食物アレルギーへの対応が求められる給食施設の関係者に対して講習会を開催するほか、給食施設指導事業の巡回指導等の機会を通じて、適宜、アレルギー疾患に関する適切な情報提供、指導を実施していきます。 【健康づくり支援課・衛生指導課・学校安全保健課】	・関係課(衛生指導課・学校安全保健課)の追加。
14	・概要 ・P26	第3章 第3節 3	○ アレルギー疾患を有する者がアナフィラキシーショックを引き起こした際に、適切な医療を受けられるよう、市町村関係課や教育委員会等に対して、アレルギー疾患を有する者、その家族及び学校等が共有している学校生活管理指導表等の情報について、医療機関、消防機関等とも平時から共有するよう促していきます。 【学事課・子育て支援課・障害福祉事業課・学校安全保健課】	○ <u>アレルギー疾患を有する者がアナフィラキシーショックを引き起こした際に、適切な医療を受けられるよう、学校生活管理指導表等の情報を、保護者の同意を得た上で、事前に地域の消防機関に当該児童生徒等の情報を提供するなど、市町村関係課や教育委員会等に対して、医療機関や消防機関など地域の関係機関と連携することを促していきます。</u> 【子育て支援課・学事課・学校安全保健課・児童家庭課・障害福祉事業課・消防課】	・趣旨が同様であるため、一項目で整理した。 ・児童福祉施設を所掌する障害福祉事業課に加え、児童家庭課も含めた。
15		第3章 第3節 3	○ アドレナリン自己注射の交付を受けている児童生徒が在籍している学校においては、保護者の同意を得た上で、事前に地域の消防機関に当該児童生徒の情報を提供するなど、日頃から消防機関など地域の関係機関と連携することを促していきます。 【消防課】		
16	・概要 ・P31	第4章 第3節	(新規)	(「計画推進に係る数値目標」を記載)	新設

No.	案	節等	変更前	変更後	変更の理由
17	P34	参考資料 用語解説	(新規)	<p><u>学校生活管理指導表</u> <u>学校生活管理指導表は、心臓病、腎臓病、糖尿病、各種アレルギー疾患などで運動や給食など学校生活上、配慮や管理が必要な児童生徒を対象に、医師により作成され、保護者が学校へ提出するもの。</u> <u>アレルギー疾患の児童生徒に対する取り組みを進めるためには、個々の児童生徒について症状等の特徴を正しく把握することが前提であり、学校生活管理指導表を用いて学校が必要な情報を把握し、実際の取り組みにつなげている。</u></p>	新たに追加
18	P35	参考資料 アレルギー疾患に関連する法令・計画等 1. 法令・通知等	(追記)	<p>・<u>特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法)</u></p> <p>・<u>「救急救命処置の範囲等について」の一部改正について(平成21年7月30日 消防庁)</u></p> <p>・<u>「救急救命処置の範囲等について」の一部改正について(依頼)(平成21年7月30日 文部科学省)</u></p> <p>・<u>自己注射が可能な「エピペン®」(エピネフリン自己注射薬)を処方されている入所児童への対応について(依頼)(平成23年10月14日 厚生労働省)</u></p> <p>・<u>自己注射が可能なエピネフリン(別名アドレナリン)製剤を交付されている保育所入所児童への対応について(平成23年10月17日 消防庁)</u></p>	関係する通知を追記
19	P36	参考資料 アレルギー疾患に関連する法令・計画等 2. 本県の関連する個別計画等	(追記)	<p>・<u>第2期千葉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画</u></p> <p>・<u>千葉県自動車環境対策に係る基本方針</u></p>	関係する計画等を追記

No.	案	節等	変更前	変更後	変更の理由
20	P36	参考資料 アレルギー疾患 に関連する法 令・計画等 3. ガイドライン 等	(追記)	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所における食事の提供ガイドライン(厚生労働省) ・教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン(内閣府・文部科学省・厚生労働省) ・避難所における良好な生活環境の確保に向けた取り組み指針(内閣府) ・千葉県災害時保健活動ガイドライン(千葉県健康づくり支援課) 	関係するガイドラインを追記
21	P38	参考資料 アレルギー疾患 に関連する法 令・計画等 7. 統計	・環境再生保全機構 ぜんそくなどの情報館	<ul style="list-style-type: none"> ・患者調査(傷病分類編)(厚生労働省)…喘息、アレルギー性鼻炎、アトピー性皮膚炎、結膜炎 ・人口動態統計(厚生労働省)…喘息 ・国民生活基礎調査(厚生労働省)…アレルギー性鼻炎、喘息、アトピー性皮膚炎 ・平成27年度乳幼児栄養調査(厚生労働省)…食物アレルギー ・千葉県児童生徒定期健康診断結果(千葉県教育委員会) ・環境再生保全機構 ぜんそくなどの情報館 	関係する統計を記載